

議案第 58 号

嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例の制定について

嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 9 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

令和 7 年 10 月 20 日付けで寄附のありました荒木泰臣氏顕彰記念像等の維持管理のため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金条例

(設置)

第1条 嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像及び石碑(以下「記念像等」という。)の維持管理のため、嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 前条に規定する基金の設置目的に沿う寄附金その他の収入があったときは、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に計上して基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、記念像等の維持管理を行うために要する経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、記念像等の維持管理を行うために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。